

猪苗代水環境センター利用推進事業業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

福島県猪苗代水環境センターが平成28年4月の開所から令和3年度で6年目を迎えるにあたり、さらなる利用の推進を図るために、施設紹介及び外観改善に係る企画立案及び製作に関する業務（以下「本業務」という。）について、公募型プロポーザル方式により、企画提案書の提出を求め、提案された企画内容を検討し、より効果的に本業務を遂行する能力を有する企画提案者を、本業務の委託候補者（以下「業務委託候補者」という。）として選定（以下「本プロポーザル」という。）します。

*参考：①これまでの来館者数

平成29年度 2,618人

平成30年度 2,510人

令和元年度 2,700人

令和2年度 3,402人（2月まで）

夏休みに、猪苗代町観光又は当センター主催のスタンプラリー（令和2年度実施）に参加するために、家族で来館される方が多い。属性内訳は不明。

②館内概要

猪苗代湖に関するパネル展示、大型地図(床面)、

紙芝居及び猪苗代湖でとれたヒシによる民芸品の製作（要予約）

動画放映（今回の成果品）

③猪苗代水環境センターのホームページ

<https://www.fukushima-kankyosozo.jp/facilities03.html>

2 プロポーザル概要

(1) 業務委託候補者選定方式

公募型プロポーザル方式

(2) 主催者

福島県環境創造センター

3 業務の概要

(1) 業務件名

猪苗代水環境センター利用推進事業業務

(2) 業務内容

のぼり、入口用屋外看板、動画等、リーフレット、屋外看板、ちらし、ポスターの内容企画立案及び製作。ちらし、ポスターの送付

その他、別途策定する業務仕様書において実施することとして定め上記に関連する業務を行う。

(3) 業務委託期間

委託契約の日から令和3年7月20日（火）まで

(4) 委託限度額

1,499,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者としてします。

(1) 平成28年度以降、国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融

公庫等を含む。)、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。))又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。))が発注した、広報媒体の企画立案・製作業務を受託した実績を有すること。

- (2) 本業務を執行する体制が万全であり、発注者の指示に誠実に対応し、また、期日を遵守して、確実に業務を履行できる能力を有すること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号の規定によるもの)、暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

5 関係書類の入手方法

本実施要領及び各様式については、福島県環境創造センターのウェブページ(※)からダウンロードして入手してください。

なお、福島県環境創造センターの窓口、郵送等での配付は行いません。

※ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/298/bidding-info.html>

6 説明会

業務内容について下記により説明会を実施し、その場で質問を受け付けます。このため、説明会以外での質問は受け付けません。

なお、説明会への参加をしない場合でも、本プロポーザルへ参加することができます。

- (1) 日時
令和3年4月13日(火) 10時から
- (2) 会場
福島県猪苗代水環境センター

7 提案する企画の内容

別紙「提案する企画の内容」のとおり

企画については、8(1)オの事業経費の範囲内で実施可能な内容であるものとし、1に記載した趣旨を踏まえ提案してください。

8 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
次のアからオの書類を「13 問合せ先等」に提出してください。

ア 猪苗代水環境センター利用推進事業業務に係る公募型プロポーザル応募申込書(様式第1号)(以下「応募申込書」という。)

イ プロポーザル参加要件確認書類

- (ア) 法人等概要書（様式第2号）
- (イ) 業務実施体制書（様式第3号）
- (ウ) 誓約書（様式第4号）

ウ 企画提案書

本実施要領の内容に基づき、「7 提案する企画の内容」に掲げた項目について記載してください。

また、枚数は片面印刷 20 枚以内としてください。

エ 実績資料

4 (1) の実績について、業務委託契約書の写し等の実績を証明する資料を添付してください。

オ 事業経費積算書

本業務の実施に当たり必要と見込まれる人件費、消耗品費及びその他の経費について、可能な限り細分化し、項目に漏れのないよう記載してください。

(2) 提出部数

(1) に掲げた提出書類のうち、ア及びイについては 1 部（正本 1 部）、ウからオ（以下「企画提案書等」という。）については 7 部を提出してください。

(3) 提出用紙

A4 サイズを基本（A3 折込可）としてください。

(4) 提出期間

令和 3 年 5 月 6 日（木）から 5 月 11 日（火） 15 時まで（必着）

(5) 提出方法

郵送又は持参

※ 持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日の 8 時 30 分から 17 時 00 分までとします。

9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合があります。

- ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
- ウ 提出書類に不備があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 企画提案書等の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、本プロポーザル参加者又はその役員が刑法に定める容疑により起訴又は逮捕された場合
- カ 本実施要領に違反すると認められる場合
- キ その他、福島県の担当者が予め指示した事項に違反した場合

(2) 複数提案の禁止

1 者が複数の企画提案書等の提出を行うことはできません。

(3) 辞退

企画提案書等を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

い。

(4) 費用負担

本プロポーザルに要する経費等は、本プロポーザル応募者の負担とします。

(5) その他

ア 本プロポーザル参加者は、応募申込書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて本プロポーザル参加者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。

ウ 提出された企画提案書等は返却しません。

エ 提出された企画提案書等は、業務委託候補者の選考以外の目的で、提出者に無断で使用しません。

オ 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となります。

10 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査

提出された企画提案書等の内容をもとに審査会の各審査員による書面審査を行い、5月17日（月）までに業務委託候補者及び次点（以下「業務委託候補者等」という。）を選定します。

なお、業務委託候補者等の選定は、総合評価点が基準点以上であることを必要条件とします。

(2) 審査項目及び配点

審査項目	審査基準	配点
1 内容		
(1) 趣旨理解度	本業務の趣旨を理解した提案となっているか。	20
(2) 具体的内容又は方針	のぼり	5
	入口用屋外看板	15
	動画等	25
	リーフレット	20
	屋外看板	5
	ちらし	10
	ポスター	10
	ちらし、ポスターの送付	5
その他	10	
2 作業スケジュール		
(1) スケジュール	本事業を無理なく効果的に実施できるスケジュールであるか。	10
3 その他		
(1) 類似業務実績	本業務と類似した業務の受託実績が十分であるか。	5
(2) 事業経費	人件費、消耗品費及びその他の経費が提案内容に沿って適切に計上されているか。	10
総配点		150

(3) 通知等

- ア 審査の結果は、本プロポーザルの応募者全員に通知します。
- イ 業務委託候補者として選定されなかった者は、アの通知が到達した日から起算して10日以内に、審査結果を書面により求めることができます。
また、その回答は書面が到達した日から起算して10日以内に書面にて行います。
なお、回答の内容は「請求者の総合評価点並びに業務委託候補者の名称及び総合評価点」とします。
- ウ 審査結果については、ホームページで公表いたします。

11 契約の締結等

(1) 契約金額の決定

契約金額は、改めて見積書を徴取し決定します。

なお、見積金額は「3(4) 委託限度額」の額を超えないものとします。

(2) その他

- ア 本プロポーザルは、業務委託候補者の選定を目的に実施するものであり、実施する企画の内容については、提案のあった企画を基に構成しますが、契約後に改めて福島県の担当者の指示により変更できるものとします。
- イ 業務委託候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において次点であった者を業務委託候補者としてします。

12 主なスケジュール

公告	4月 8日 (木)
説明会 (参加は任意)	4月13日 (火) 10時 猪苗代水環境センター
企画提案書等提出期間	5月11日 (火)
審査結果の通知・公表	5月17日 (月)
契約締結	5月18日 (火)

13 問合せ先等

本プロポーザルに係る問合せ先及び関係書類の提出先は次のとおりです。

〒963-7700 福島県田村郡三春町深作 10 番 2 号

福島県環境創造センター 総務企画部 総務課 鈴木裕 (すずき ゆたか)

電話 : 0247-61-6128、F A X : 0247-61-6119

E-mail : suzuki_yutaka_01@pref.fukushima.lg.jp

提案する企画の内容

企画については、事業経費の範囲内で実現可能な内容であるものとし、猪苗代水環境センターの趣旨を踏まえ、次の(1)から(10)の事項について提案してください。

なお、製作物の内容については、指定する1団体の確認を得てください（有償1日 9300円）。また、新たなキャラクターはつくらないください。

(1) のぼり（デザイン企画及び製作）

10枚。ポール、土台込み。猪苗代水環境センター駐車場入口等へ配置する。土台は強風で倒れないようにすること(固定はしない)。

(2) 入口用屋外看板（内容企画、製作及び設置）

2個。入口の両脇に、内容の異なる看板を2個設置する。猪苗代水環境センター付近に来た方に対し、入館を促進する内容とすること。強風で倒れないようにすること(固定はしない)。

(3) 動画等（内容企画、製作及びモニター等の設置）

5分程度。来館した方に随時視聴してもらうもので、小学4年生を対象とした内容とし、歴史、地形、生態系など猪苗代湖の概要がわかりやすく理解できるものとする。スライドショー形式も可。

また、動画を映すモニター（50インチを想定、稼働式のスタンド込み）、DVDプレーヤー等の簡単に操作できる操作機を提供すること。

(4) リーフレット（内容企画及び製作）

1種類6千枚。A4判、両面カラーを想定。館内で配布するもので、小学4年生を対象とした内容とし、内容は「猪苗代湖の概要がこの一枚でわかるもの」とする。(3)より詳細な内容とする。

(5) 屋外看板（デザイン企画及び製作）

2個。猪苗代水環境センターの入口の反対側の道路の緑地帯に設置し、猪苗代水環境センターの入口に誘導するもの。1面の表示面積が2m²以内でかつ彩度8以内とすること（福島県屋外広告物条例参照）。強風で倒れないようにすること(固定はしない)。

(6) ちらし（内容企画及び製作）

30,000枚。A4判、カラーを想定。小、中学校や観光施設に配布する。

(7) ポスター（内容企画及び製作）

200枚。B2判、カラー（耐光インキ使用）を想定。観光施設に掲示する。

(8) ちらし、ポスターの送付

県内の教育委員会、観光施設等、100か所への送付を想定する。

(9) 作業スケジュール

各作業段階の時期的な目標設定を提案すること。

(10) その他

(1)から(9)の提案事項のほか、企画提案内容をより明確にするために必要な事項があれば提案すること。